

# 第5回 吉田町下水道料金等審議会

---

## 説明資料

令和5年2月21日

# 議 題

- (1) 第4回審議会の審議内容確認及び本日の審議事項  
(資料1 P.1、資料2)
- (2) 審議会での主な質疑応答 (資料1 P.2~9)
- (3) 本審議会で決めていただく内容 (資料1 P.10)
- (4) 下水道使用料改定に向けた今後の予定 (資料1 P.11)

# 議 題

## **(1) 第4回審議会の審議内容確認及び本日の審議事項**

(資料1 P.1、資料2)

## **(2) 審議会での主な質疑応答 (資料1 P.2~9)**

## **(3) 本審議会ですべて決めていただく内容 (資料1 P.10)**

## **(4) 下水道使用料改定に向けた今後の予定 (資料1 P.11)**

## ★第4回審議会の審議内容の確認

- 11月24日に開催した第4回吉田町下水道料金等審議会の審議内容については、審議会議事録を作成し、本日の審議会参考資料として配布いたしました（資料2）。
- 第4回審議会での内容や議事録について、不明点・疑問点など質問はございますでしょうか？

## ★本日の審議事項について

- 第4回の審議会では、令和6年度に予定する使用料改定時の使用料体系について、討議を行っていただきました。
- 本日の審議会では、第1回から第4回までの審議会でいただきました意見などを取りまとめるとともに、下水道使用料の改定に向けた答申をいただきます。

# (1) 審議事項と全体スケジュール

## ★下水道料金等審議会のスケジュールと審議事項

項目	時期	審議事項
第1回 審議会	令和4年 5月25日	◇ 本審議会の審議事項と全体スケジュール ◇ 公共下水道事業概要・財務状況 ◇ 経営戦略の概要および使用料改定の方向性
第2回 審議会	8月23日	◇ 使用料対象経費（下水道経費の負担区分・排水需要予測・使用料算定期間） ◇ 収支見積に基づく使用料改定の必要性
第3回 審議会	10月4日	◇ 令和6年度に予定する使用料改定率 ◇ 経費回収率100%を目指した段階的な使用料改定方針
第4回 審議会	11月24日	◇ 改定使用料体系（基本使用料・従量料金の設定等）
第5回 審議会	令和5年 2月21日	◇ 下水道使用料の改定方針 ◇ 料金等審議会答申

# 議 題

- (1) 第4回審議会の審議内容確認及び本日の審議事項  
(資料1 P.1、資料2)
- (2) 審議会での主な質疑応答 (資料1 P.2~9)
- (3) 本審議会で決めていただく内容 (資料1 P.10)
- (4) 下水道使用料改定に向けた今後の予定 (資料1 P.11)

## (2) 審議会での主な質疑応答

資料1 P.2

### ★主な質疑応答

- 第1回～第4回の審議会の意見を項目別にまとめた上で、意見に対する回答を以下に示します。

(1) 使用料改定と並行して進めるべき取組	
意見	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 下水道利用者に理解をしていただく上で、町の政策誘導によって下水道への接続を促し、下水道使用料の単価上昇を抑えるべき。(第1回審議会)</li><li>✓ 接続率をいつまでに、どのくらい改善させるのかをはっきりと明示し、未接続の住民に対しての呼びかけや、補助金の在り方について示していくべき。(第1回審議会)</li></ul>
回答	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 経営戦略に基づく経費回収率上昇に資する取組を着実に進めます。</li><li>➤ 経営戦略に基づき、水洗化率向上の目標は年1%上昇とし、そのための取組を実施します。</li></ul>



(2) 経費回収率 100%を目指した改定回数と時期	
意見	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 計画的に使用料を見直すのが良い。(第3回審議会)</li><li>✓ 使用料を上げることはやむを得ず、3年ごとに3回で使用料を見直し、経費回収率 100%を目指すべき。(第3回審議会)</li></ul>
回答	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 使用料改定検討、改定時期について、改定率及び改定回数等を考慮して審議会として方針を固めて、答申を出していただきます。</li></ul>

## (2) 審議会での主な質疑応答

資料1 P.2

### (3) 今回（令和6年度改定）の使用料改定率

意見	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 健全な下水道事業の運営を目指すためにも安易に改定率を30%にするべきでない。（第2回審議会）</li><li>✓ 一気に料金を上げるのではなく、当初予定の改定率である約30%であれば、負担にならないように感じる。（第3回審議会）</li></ul>
回答	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 今回の使用料改定率は、様々なケースの中から、最終的に50%、33%の2ケースで審議を行っていただきました。（2）の回答と同様で、改定率及び改定回数等を考慮して審議会として方針を固めて、答申を出していただきます。</li><li>➤ 「経費回収率100%」を目指す方向の中で、家計への影響についても考慮していただく必要があります。</li></ul>

## (2) 審議会での主な質疑応答

資料1 P.3

(4) 使用料体系	
意見	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 使用水量が多い人から、使用料を多めに支払ってもらうという考え方があっても良い(第4回審議会)</li><li>✓ 本町1世帯平均人数2.5人の使用水量20m<sup>3</sup>/月、1人暮らしの使用水量5~8m<sup>3</sup>/月を念頭に使用料体系を考えてもらいたい(第4回審議会)</li><li>✓ 使用料改定幅の緩和策として、使用水量10m<sup>3</sup>/月で累進制にしても良い(第4回審議会)</li></ul>
回答	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 基本水量制は、節水努力をされている世帯(1~10m<sup>3</sup>/月)に対して、不公平が生じている状況があります。</li><li>➤ 累進制は、100m<sup>3</sup>/月を超過する使用者は全体の0.6%であり、累進による単価上昇が得られず、当初の期待していた効果が得られていません。</li><li>➤ 基本使用料制+従量制を採用した場合、10m<sup>3</sup>/月付近の使用料改定率が大きくなることが予測されるため、激変緩和策として10m<sup>3</sup>/月での累進制の採用も考えられます。</li></ul>

### (4) 使用料体系

意見	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 激変緩和策の累進制について、<math>10\text{m}^3</math> で設定するのではなく、お年寄りには<math>8\text{m}^3</math> も月に使わないと思うので<math>5\text{m}^3</math> で設定し、さらに一般家庭4人の1か月使用水量に近い<math>35\text{m}^3</math> で設定することで、不公平というよりも状況に合わせた使用料体系にするのが良いのではないか(第4回審議会)</li><li>✓ 基本使用料 1,100 円+従量制は、上げ幅の緩和として<math>10\text{m}^3</math> の使用量で従量料金を一回折ることで上げ幅が少なくなる場合には、生活収支で圧迫されるお年寄りなどには優しいと思う(第4回審議会)</li></ul>
回答	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 複数段階 (<math>5\text{m}^3</math>/月、<math>35\text{m}^3</math>/月など) での累進制採用は、<math>1\text{m}^3</math> に対しての汚水処理負担の公平性を保つことが求められているため、利用者間の不公平感が生じることが考えられます。採用については、慎重な検討が必要です。</li><li>➤ 基本使用料は、使用料対象経費に対する固定費の割合では約 2,200 円となりますが、現実的でなく従量制の意味もなくなるため、現状の使用料収入基準の固定費である 1,100 円/月としています。</li></ul>

## (2) 審議会での主な質疑応答

資料1 P.3

(5) その他の意見・要望	
意見	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 基本使用料は原価精算のみではなく、適宜福祉政策のようなものを勘案し、次期改定に反映する内容を答申に記載する（第4回審議会）</li><li>✓ 次期改定では、改定時の経済情勢や本町の状況を十分に勘案すべきである（第4回審議会）</li></ul>
回答	<p>➤ 改定回数および時期は、審議会の開催について言及しているものであり、値上げありきのものではありません。次回以降の審議会についても、改定時の下水道経営状況に加え、社会・経済情勢や本町の取り巻く環境（人口減少・世帯人員構成・水道使用状況など）を考慮した改定検討を実施することとなります。</p>

### ★使用料体系の補足資料

- 第4回審議会資料で示しました使用料体系の見直し案について、補足資料を以下のとおり示します。

#### (1) 基本使用料

- 基本使用料は、**使用料対象経費のうち固定費（使用水量に関わらず発生する経費）を対象**にして設定することが基本とされています。次のスライドに示すとおり、使用料対象経費に対する固定費の割合は令和3年度実績で49.0%となります。
- 令和3年度時点の固定費の割合から算定した場合、基本使用料は約2,200円になりますが、第4回審議会でも説明しましたとおり、**使用水量の少ない方の負担が増えてしまい、従量制の意味もなくなるため、現状（令和3年度）の使用料収入実績の固定費である1,102円/月⇒1,100円/月を基本使用料**とします。

## (2) 審議会での主な質疑応答

項目(千円)		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考	
		実績		推計						
管きよ	材料費	458	604	492	492	492	492	492		
	修繕費	755	115	351	351	351	351	351		
	委託料	ポンプ等保守点検	1,450	1,450	1,450	1,450	1,450	1,450	1,450	
		下水道情報管理システム	5,000	3,900	4,589	4,589	4,589	4,589	4,589	
	その他	その他	0	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	
		報償費	3,121	2,442	2,616	2,616	2,616	2,616	2,616	
		公共まず設置手数料	2,110	2,077	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	
小計	13,735	12,969	13,694	13,694	13,694	13,694	13,694			
浄化センター	電力費	11,816	12,293	20,454	21,186	22,324	22,930	23,968	変動経費	
	修繕費	8,775	11,365	11,540	11,540	11,540	11,540	11,540		
	委託料	浄化センター管理委託料	48,000	48,000	46,141	47,790	50,356	51,724	54,066	変動経費
		汚泥処理委託料	15,964	14,634	14,330	14,842	15,639	16,064	16,791	変動経費
		機械電気設備点検	11,602	9,300	11,412	11,820	12,454	12,793	13,372	変動経費
		その他	1,507	1,675	1,706	1,706	1,706	1,706	1,706	
小計	97,664	97,267	105,583	108,884	114,019	116,757	121,443			
一般管理費	委託料	計画策定業務委託料	23,563	27,837	25,700	25,700	25,700	25,700	25,700	
		電算処理委託料	888	1,098	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	その他	計量測定器具類	115	132	215	215	215	215	215	
		光熱水費	190	203	181	181	181	181	181	
		通信運搬費	272	271	222	222	222	222	222	
		システム使用料	990	990	990	990	990	990	990	
		その他	585	565	695	695	695	695	695	
		特定消耗品費	171	299	215	215	215	215	215	
		共通消耗品費	105	106	104	104	104	104	104	
		自動車借上料	368	273	345	345	345	345	345	
		事務器借上料	253	272	294	294	294	294	294	
		パソコン借上料	1,436	1,202	1,365	1,365	1,365	1,365	1,365	
		下水道使用料賦課徴収負担金	3,666	4,176	4,167	4,250	4,243	4,404	4,894	
		その他	738	605	415	415	415	415	415	
		その他経費	18,498	7,895	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200	
小計	51,838	45,924	49,108	49,191	49,184	49,345	49,835			
職員給与費	9,206	8,845	8,655	8,655	8,655	8,655	8,655			
合計	172,443	165,005	177,040	180,424	185,552	188,451	193,627			
固定的経費	金額(千円)	85,061	80,778	84,703	84,786	84,779	84,940	85,430		
	割合(%)	49.3%	49.0%	47.8%	47.0%	45.7%	45.1%	44.1%		
変動的経費	金額(千円)	87,382	84,227	92,337	95,638	100,773	103,511	108,197		
	割合(%)	50.7%	51.0%	52.2%	53.0%	54.3%	54.9%	55.9%		

項目	令和3年度時点の推計値			
	金額(千円) ①	固定費率(%) ②	調定件数 ③	基本使用料(円) ①×②÷③×1000
令和3年度 使用料対象経費	165,005	49.0%	37,068	2,179
令和3年度 使用料収入額	83,432	49.0%	37,068	1,102

### (2) 使用料体系

- Case-1 : 基本方針に基づき、「基本使用料+従量使用料」とする案
- Case-2 : Case-1 とした場合、1か月の使用水量が10m<sup>3</sup>前後の使用者の改定率が大きくなり、使用料改定による不公平が生じており、使用水量別の改定率を是正するため、累進単価を暫定的に導入する案

以上の2ケースの使用料体系について、第3回審議会で意見をいただきました以下の2ケース別に使用料体系改定案を設定しました。

- Case-A : 3段階の改定で経費回収率100%を目指す場合のR6使用料改定率：33%
- Case-B : 3段階の改定で経費回収率100%を目指す場合のR6使用料改定率：50%



### (3) 使用料体系の見直し

資料1 P.6~9

#### ★ 使用料体系見直し案

★Case-A：使用料改定率33%（3段階の改定方針）

ケース	基本使用料 (1ヶ月)	従量使用料 (1ヶ月)
Case-1	1,100円	1m <sup>3</sup> につき81円
Case-2	1,100円	10m <sup>3</sup> まで…1m <sup>3</sup> につき31円
		10m <sup>3</sup> を超えるもの…1m <sup>3</sup> につき113円

※消費税抜き価格

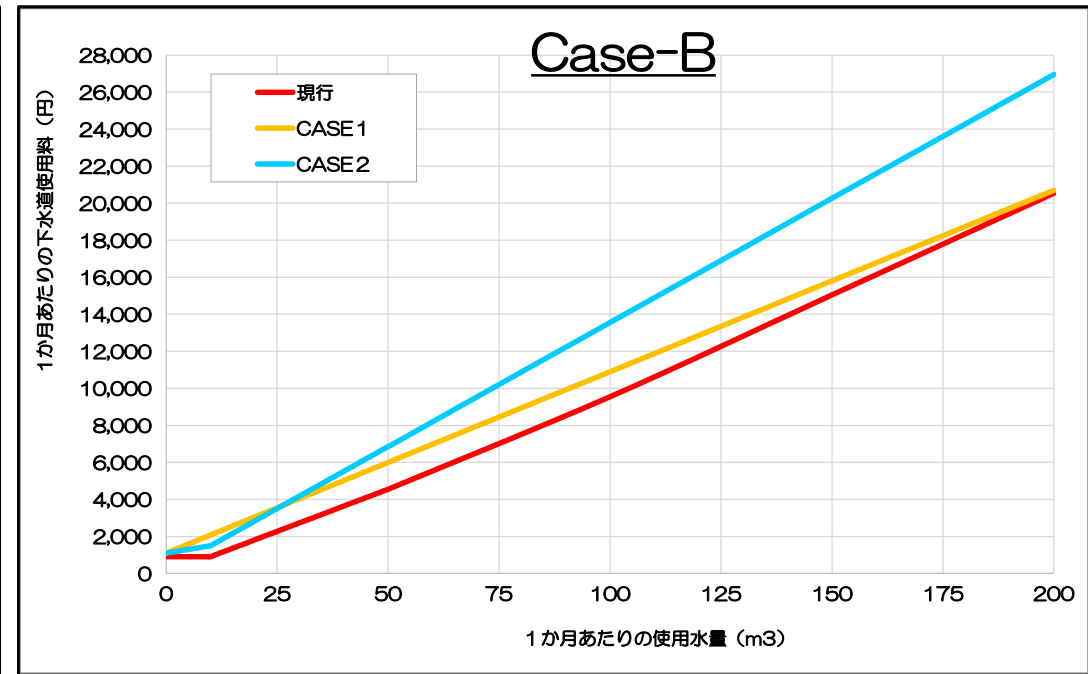
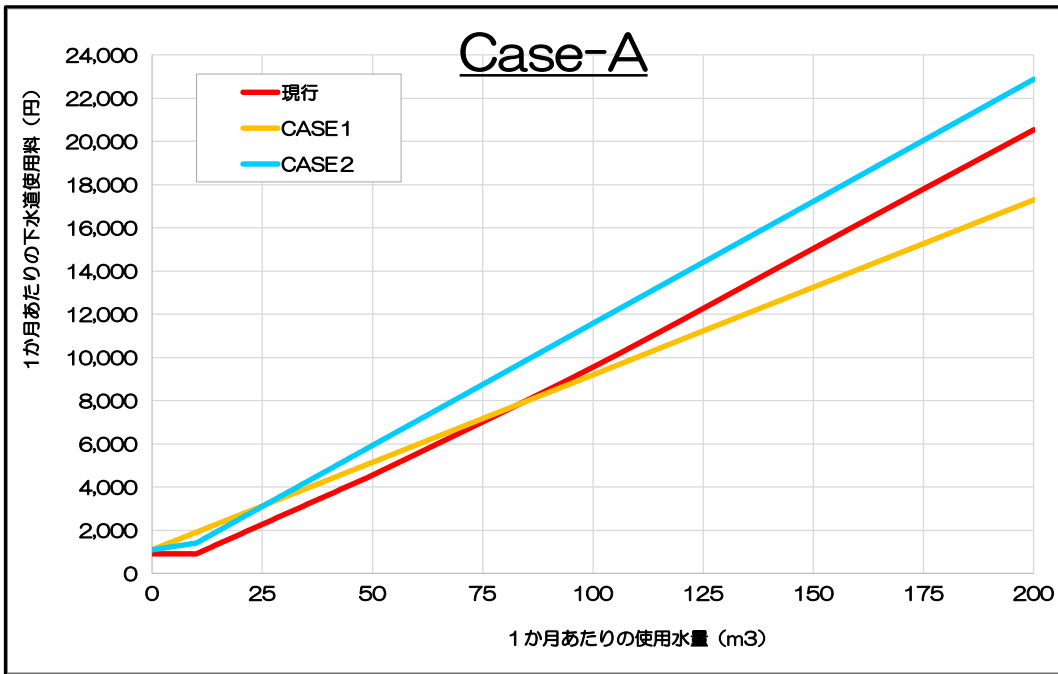
★Case-B：使用料改定率50%（3段階の改定方針）

ケース	基本使用料 (1ヶ月)	従量使用料 (1ヶ月)
Case-1	1,100円	1m <sup>3</sup> につき98円
Case-2	1,100円	10m <sup>3</sup> まで…1m <sup>3</sup> につき40円
		10m <sup>3</sup> を超えるもの…1m <sup>3</sup> につき134円

※消費税抜き価格

# (3) 使用料体系の見直し

## ★ 使用料体系見直し案



# 議 題

- (1) 第4回審議会の審議内容確認及び本日の審議事項  
(資料1 P.1、資料2)
- (2) 審議会での主な質疑応答 (資料1 P.2~9)
- (3) 本審議会で決めていただく内容 (資料1 P.10)**
- (4) 下水道使用料改定に向けた今後の予定 (資料1 P.11)

### (3) 本審議会でご決めていただく内容

資料1 P.10

吉田町下水道料金等審議会での使用料改定方針にかかるこれまでの審議内容を基に、以下の事項について方針を示していただきます。

#### (1) 使用料改定時期と改定率

##### ● 使用料改定時期について

(審議内容) 経営戦略では5年毎2段階で改定の方針を示しましたが、第4回審議会においては3年毎3段階の改定が妥当ではないかとの意見が出ています。

##### ● 今回（令和6年度実施）の使用料改定率について

(審議内容) 第4回及び第5回審議会にて、使用料改定率33%・50%について説明をさせていただきました。

##### ● 次回以降の下水道料金等審議会に対しての申し送りについて

(審議内容) 第2段階以降の使用料改定前には、今後の下水道事業経営状況、社会情勢・物価状況の動向を注視し、経営戦略の見直し及び下水道審議会を開催し、使用料改定の妥当性について検討するようにとの意見が出ています。

#### (2) 改定使用料の体系

##### ● 基本水量制について

(審議内容) 生活に必要な最低限の発生水量を基本料金に含めることで、接続を促し、公衆衛生の向上に寄与することを目的に採用していましたが、単身世帯や節水努力をされている世帯があることを考慮すると、当初の目的が薄れてきています。

##### ● 累進制について

(審議内容) 多量に水を使うことを抑制する目的で採用していましたが、使用者が少ない事から、当初の目的が薄れてきています。しかし、使用料改定にあたり、激変緩和のため一部採用することについても意見が出ています。

##### ● 基本料金について

(審議内容) 固定費にあたる基本料金は適正に頂く必要がありますが、固定費の全てを計上すると2,200円/月となります。従量制の意味をなさなくなるため、現状の使用料換算でいただいている1,100円/月について説明させていただきました。

# 議 題

- (1) 第4回審議会の審議内容確認及び本日の審議事項  
(資料1 P.1、資料2)
- (2) 審議会での主な質疑応答 (資料1 P.2~9)
- (3) 本審議会で決めていただく内容 (資料1 P.10)
- (4) 下水道使用料改定に向けた今後の予定 (資料1 P.11)

### ★下水道使用料改定に向けた今後の予定

- 今年度に5回開催した吉田町下水道料金等審議会での審議では、本町の公共下水道使用料の改定水準、経費回収率100%を目指した使用料改定回数と実施時期、使用料体系の見直しなどについて、説明を行うとともに、討議を行っていただき、委員の皆様の見解を反映させた改定案を策定いただきました。
- 下水道使用料改定に向けた今後の予定は以下のとおりです。

時期	主な予定
令和5年6月	◇ 下水道使用料改定に関わる条例案の議会提出予定
令和6年4月	◇ 改定下水道使用料の運用開始予定



ご静聴ありがとうございました。